

# 財産をもらったときの税金

個人から財産をもらったときは、贈与税の課税対象となります。

贈与税の課税方法には、「暦年課税」と「相続時精算課税」の2つがあり、贈与者ごとにそれぞれの課税方法を選択することができます。

## ● 暦年課税

1年間（1月1日～12月31日）に贈与を受けた財産の価格の合計額から基礎控除額110万円を差し引いた残額について、次の速算表より贈与税額を計算します。

◇ 贈与税の速算表

基礎控除後の価格	税率	控除額
200万円以下	10%	-
300万円以下	15%	10万円
400万円以下	20%	25万円
600万円以下	30%	65万円
1000万円以下	40%	125万円
1000万円超	50%	225万円

（110万以下であれば税金はかかりません。）

○ 計算例（500万円の贈与を受けた場合）

$$\begin{array}{cccc} & \text{基礎控除} & \text{税率} & \text{控除額} & \text{税額} \\ (500\text{万円} - 110\text{万円}) \times 20\% - 25\text{万円} = 53\text{万円} \end{array}$$

## ● 相続時精算課税

贈与を受けたときに贈与財産に対する贈与税を支払い、贈与者が亡くなったときに、その贈与財産を相続財産におりこんだ価額を基に相続税を計算して、贈与時に支払った贈与税額を相続税額から控除するものです。

◇ 対象者

- ① 贈与者（贈与をする人）は65歳以上である親
- ② 受贈者（贈与を受ける人）は20歳以上の贈与者の推定相続人である子

< 計算方法 >

1年間（1月1日～12月31日）に贈与を受けた財産の価額から特別控除2,500万円を差し引いた額に20%の税率を掛けた金額が贈与税額となります。

2,500万円までの贈与であれば、贈与時には税金がかからないということになりますが、相続時に相続税が発生すれば、贈与した資産は相続財産の対象としてその部分も相続税として課税されることになります。

もちろん相続税もかからなければ、税金を払わずに2,500万円まで贈与することが可能です。

◎ この制度は、相続税のことも見据えて選択する必要があるでしょう。

贈与の仕方によっては、税額も大きく変わってきます。特例などを使って、上手な贈与の仕方を考えましょう。

※住宅取得等資金の贈与に関しては、他に特別の制度が設けられています。詳しくは、また次の機会にご案内したいと思います。

何か知りたいことやご不明な点等あれば、相談にお応じます。いつでも、当事務所にお問い合わせください。

